

告示

埼玉県告示第千二百三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―三七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県飯能市大字下川崎字東原四番、五番一、五番四、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番一、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百五十四・六五七立方メートル